

フェアトレード・ワークプレイス登録制度規約

1. 目的

本規約は、日本国内に事業所を置く法人社内において年間を通じて継続的に国際フェアトレード認証製品を提供または使用し、社内外への国際フェアトレード認証の周知に努め、フェアトレードの普及拡大に貢献する事業者を特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下「FLJ」という）が登録する「フェアトレード・ワークプレイス登録制度」（以下「当制度」という）について定める。

2. 対象

日本国内に法人格を有する事業団体を対象とし、登録事業者は当制度への登録担当窓口となる部署を指定し、部署責任者と担当者の複数名を登録することとする。

3. 参加条件

3.1 登録事業者は、同社内において、年間を通じて継続的に国際フェアトレード認証製品を提供または使用するものとする。主な取り組み事例は以下である。

- ・飲料：コーヒー、紅茶、ココアなどのフェアトレード飲料の提供
- ・食材：スパイス、ごま、バナナ、カカオなどのフェアトレード認証原材料を使用して調理した食事の提供
- ・物品：作業着、シャツ、制服、タオル、エコバッグなどのコットン製品の使用

3.2 登録事業者は、社内外において国際フェアトレード認証の周知や参加の呼びかけを行い、フェアトレードの普及・推進に積極的に努めるものとする。

4. 登録区分

4.1 登録区分は通常ステータスのフェアトレード・ワークプレイスと、特に貢献度の高いフェアトレード・ワークプレイス・ゴールドに分類される。

4.2 直近年度の一年間の提供／使用実績が以下のいずれかに該当する企業は、フェアトレード・ワークプレイス・ゴールドへ登録できる。

- ・飲料：フェアトレード飲料を年間2万杯以上提供
- ・食材：フェアトレード認証原料を使用して調理した食事を年間1万食以上提供
- ・物品：フェアトレード認証コットン製品を年間5千点以上使用

5. 登録

登録を希望する事業者は、書面またはウェブフォームによる申請手続きを行い、真実かつ正確なデータを FLJ に提供し、必要に応じてそれらのデータを速やかに更新することを約束する。

FLJ 事務局は申請を受理し、担当者との面談(対面もしくはオンライン)による審査を行い、10 日以内に結果を通知する。

6. 承認

FLJ が登録を承認した場合は、登録証及びワークプレイスのロゴマークを事業者へメールで提供する。事業者はフェアトレード・ワークプレイス登録事業者リストに掲載され、FLJ ウェブサイトにて法人名称を公開するものとする。

7. 期間

当制度への登録が完了した年の翌 7 月 31 日まで有効であるものとする。この期間が満了した場合、期間満了前までに、当事者の一方が他方に対し、終了の意思表示を提示しない限り、登録は毎年更新されるものとする。

8. 報告と検査

8.1 FLJ は登録事業者に対して、年に 1 回、国際フェアトレード認証製品の使用状況の報告を依頼し、第 3 条に定められた参加条件を満たした活動が滞りなく行われているか確認することができる。

8.2 FLJ は、当制度を通じて提供した素材や、国際フェアトレード認証ラベルが適切に使用されているか管理、監督する権利を有しており、確認のために登録事業者を訪問することができる。

8.3 FLJ は当規約に定める登録条件の履行を確認するために、登録事業者に必要な情報の提出を求めることができる。登録事業者は FLJ からの依頼を受けた場合、速やかに情報を提出することとし、検査の結果、当規約に違反していることが判明した場合には、FLJ は当該事業者の登録を解除することができる。

9. 料金

当制度への登録に係る費用は無料とする。

10. 広報物と商標管理

10.1 登録事業者は、当制度の登録のために FLJ から提供された素材（登録証やワークプレイスロゴデータなど）に限り、法人の活動報告書やウェブサイトなどにおいて掲載することができ、制度に登録したことを発信することができる。

当制度への登録により提供される素材は、登録事業者から第三者へ譲渡や貸与されてはならない。

10.2 登録事業者は、FLJ が国際フェアトレード認証ラベルの商標の日本における専用使用権者であり、当規約により登録事業者に明示的に付与された権利以外には、商標に関するい

かなる権利、権限または利益も付与されないことを認める。国際フェアトレード認証に関する説明や、国際フェアトレード認証ラベルの掲載を希望する際には、別途申請により FLJ より承諾を受ける必要があり、これらに関する無断での掲載は禁じられる。

1 1. 登録解除

11.1 登録事業者は、当制度に該当する活動を終了した際には、FLJ に対して 30 日以内に登録の終了を申し出ることとする。

11.2 FLJ は以下の場合に登録を解除する権利を有するものとする。

- (a) 登録事業者が当規約の第 3 条に基づく参加条件を満たさなくなった場合
- (b) 当規約の第 8 条に基づき登録事業者が行った報告および保証が不誠実または不正確な場合
- (c) 登録事業者の事業停止、解散および清算、または法律に適合する範囲において登録事業者の破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算手続の開始の申立てがあったとき

11.3 登録が無効になった事業者は、当制度に関する素材の一切の使用が禁じられる。

1 2. 機密保持

各当事者は、当規約に起因する関係の結果として知り得た相手方当事者の商業的性質のすべての営業秘密および情報を守秘し、第三者に開示しないことを約束する。